

採択 二〇一三年一月一日 熊本
効力発生 (未発効)
日本国 (二〇一三年一月一日署名)
当事国

前文

この条約の締約国は、水銀が、その長距離にわたる大気中の移動、人為的に環境にもたらされた場合の残留性、生態系における生物蓄積性並びに人の健康及び環境への重大な悪影響を理由として、世界的に懸念される化学物質であることを認識し、

効率的かつ効果的な一貫した方法で水銀を管理するための国際的行動を開始すると、国際連合環境計画管理理事会の二千年二月二十日の決定二五一一五を想起し、

人の健康及び環境に対する危険に対処するための水銀に関する法的拘束力のある国際的な文書についての交渉の成功裡の結果を求めた国際連合持続可能な開発会議の成果文書「我々が求める未来」の2022の規定を想起し、

国際連合持続可能な開発会議において環境及び開発に関するリオ宣言の諸原則、特に、共通に有しているが差異のある責任を再確認したことを想起し、また、各国の事情及び能力並びに世界的規模の行動をとる必要性を確し、被害を受けやすい人々、児童並びに女性及び児童を介した将来の世代の水銀への曝露により、特に、開発途上国において生ずる健康上の懸念を認識し、

水銀の食物連鎖による蓄積及び伝統的な食品の汚染による北極の生態系及び先住民の社会に特有の弱い弱性に留意し、並びに先住民の社会についてより一般的に水銀の影響に關して憂慮し、水俣病の重要な影響、特に水銀による汚染から生ずる健康及び環境への深刻な影響並びに水銀の適切な管理及び将来におけるこのような事態の防止を確保する必要性を認識し、

水銀の管理に関する国の能力を強化し、及びこの条約の効果的な実施を促進するため、資金、技術及び能力形成に関する支援

特に開発途上国及び移行経済国に対する支援の重要性を強調し、水銀に關して人の健康を保護するための世界保健機関の活動並びに關する環境に關する多数国協定、特に有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分、規制に關するバーゼル条約及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に關するロッテルダム条約の役割を認識し、

この条約と環境及び貿易の分野における他の国際協定が相互に補充的であることを認識し、この条約のいかなる規定も、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを強調し、

このことは、この条約と他の国際文書との間に序列を設けることを意図するものではないことを了解し、適用可能な国際法に基づくこの条約のいかなる規定も、締約国が、適用可能な国際法に基づく当該締約国の他の義務に従つて、水銀への曝露から人の健康及び環境を保護するために、この条約に適合する追加的な国内措置をとることを妨げるものではないことに留意して、

第一条(目的)

この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする

第三条(水銀の供給源及び貿易)

1 この条の規定の適用上、

- (a) 「水銀」という場合は、水銀と他の物質との混合物、水銀の合金を含むものである。水銀の濃度が全重量の九十五パーセント以上であるものを含む。
- (b) 「水銀化合物」とは、塩化第一水銀、甘末と称することもあろう。酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀をいう。

2 この条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 実験室規模の研究のために又は参照の標準として使用される量の水銀又は水銀化合物
- (b) 水銀以外の金属、鉱石若しくは石灰岩を含む鉱物製品又はこれらの物質から得られる製品に含まれる天然の微量の水銀又は水銀化合物及び化学製品に含まれる意図的でない微量の水銀又は水銀化合物

(c) 水銀添加製品

3 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日に自国の領域において行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならない。

4 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日に自国の領域において行われていた水銀の一次採掘に限り、同日から最長十五年の期間、一次採掘を許可する。当該期間中、水銀の一次採掘から得られる水銀は、次条の規定に基づく水銀添加製品の製造又は第五条の規定に基づく製造工程のためにのみ使用され、第十二条の規定に従い、回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつかない作業によつて処分される。

5 締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の領域内において五十メートルトンを超える量の水銀又は水銀化合物の個別の在庫及び年間十メートルトンを超える量の在庫を発生させる水銀の供給源を特定するよう努めること。
- (b) 当該締約国がクローラルカリ設備の廃棄から生ずる余剰の水銀が利用可能であると認める場合は、その水銀は、第十一条3(a)に規定する環境上適正な管理のための代替的利用に回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつかない作業によつて処分されることを確保するための措置をとること。

6 締約国は、次の国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可し得る。

- (a) 輸出締約国に対し書面による同意を与えた締約国(輸出が次の目的のためにのみ行われる場合に限る)。
- (b) 輸出締約国に対し書面による同意を与えた締約国(輸出が次の条約に基づき輸入締約国に許可される用途)

第十条に規定する環境上適正な暫定的保管

輸出締約国に對し書面による同意(次のことを示す証明書を含むもの)を与えた非締約国

- (i) 当該非締約国が、人の健康及び環境の保護を確保し、並びに第十条及び第十一条の規定を遵守することを確保する措置をとっていること。
- (ii) 水銀がこの条約に基づき締約国に許可される用途又は第十条に規定する環境上適正な暫定的保管のためにのみ使用されること。



7 輸出締約国は、6の規定により必要とされる書面による同意

として、輸入締約国又は輸入を行う非締約国による事務局への

包括的な通告を利用することができる。当該包括的な通告には、

輸入締約国又は輸入を行う非締約国がその同意を与える条件を

明示する。当該包括的な通告は、当該締約国又は輸入を行う

非締約国がいつでも撤回することができる。事務局は、全て

の包括的な通告に関する公の登録簿を保管する。

8 締約国は、非締約国が水銀の輸入を許可してはならない。

許可されないことと特定された供給源からのものではないことを示

す証明書を提出した場合を除くほか、自国が書面による同意を

与える当該非締約国からの水銀の輸入を許可してはならない。

9 7の規定に基づき同意に関する包括的な通告を提出する締約

国は、水銀の輸出に対する包括的な規制を維持し、かつ、輸入

された水銀が環境上適正な方法により管理されることを確保す

るための国内措置をとっていることを条件として、8の規定を

適用しないことを決定することができる。当該締約国は、事務

局に対して、その決定の通告、自国の輸出制限及び国内の規制措

置について記述されている情報並びに非締約国から輸入した水

銀の量及び原産国に関する情報を含む)を行う。事務局は、全

ての決定の通告に関する公の登録簿を維持する。実施及び遵守

に関する委員会は、第十五条の規定に基づいて当該通告及びそ

の補助的な情報の再検討及び評価を行うものとし、適当な場合

には、締約国会議に勧告することができる。

10 9に定める手続は、締約国会議の第二回会合の終了の時まで

利用可能なものとする。その後、締約国会議が出席し、かつ、

投票する締約国の単純多数による議決で段階的決定を行わない

限り、締約国会議の第二回会合が終了する前に9の規定に基づ

いて通告を提出した締約国を除くほか、当該手続は、利用可能

なものとなる。

11 締約国は、この条に定める要件が満たされていることを示す

情報を第二十一条の規定に従って提出する報告に含める。

12 締約国会議は、その第一回会合において、この条の規定、特

に5(a)、6及び8の規定に関する追加的な手引を作成するもの

とし、6(b)及び8に規定する証明書の必要とされる内容を作成

し、及び採択する。

13 締約国会議は、特定の水銀化合物の貿易がこの条約の目的を

損なうものであるか否かを評価し、並びに第二十七条の規定に

従って採択される追加の附属書に特定の水銀化合物を掲げるこ

とによって当該水銀化合物を及び8の規定の対象とすべきか

否かを検討する。

第一一条(水銀廃棄物) 1 有害廃棄物の国境を越える移動及び

その処分に関する(一)ゼル条約(以下この条において「パ

ーゼル条約」という)の関連する定義は、(二)ゼル条約の締約国

に關し、この条約の対象となる廃棄物について適用する。パ

ーゼル条約の締約国でないこの条約の締約国は、当該関連する定

義をこの条約の対象となる廃棄物について適用する手引として

使用する。

2 この条約の適用上、水銀廃棄物とは、締約国会議がパーゼ

ル条約の関連機関との協力の下調和のとれた方法で定める適切

な基準値を超える量次の物質又は物体であつて、処分がされ

処分が意図され、又は国内法若しくはこの条約の規定により処

分が義務付けられているものをいう。この定義は、締約国会議

が定める基準値を超える水銀又は水銀化合物を含まない限り、

採掘された表土、捨石及び尾鉱(水銀の一次採掘によるものを除

く)を除く。

(a) 水銀又は水銀化合物から成る物質又は物体

(b) 水銀又は水銀化合物を含む物質又は物体

(c) 水銀又は水銀化合物に汚染された物質又は物体

締約国は、水銀廃棄物が次のように取り扱われるために適当

な措置をとる。

(a) パーゼル条約に基づいて作成された指針を考慮し、かつ、

第二十七条の規定に従つて締約国会議が採択する追加の附属

書の要件に従い、環境上適正な方法で管理すること。締約国会

議は、要件を策定するに当たり、締約国の廃棄物管理のため

の規則及び計画を考慮する。

(b) この条約によって締約国に許可される用途又は(a)の規定に

基づく環境上適正な処分のためのみ、回収され、再生利用

され、回収利用され、又は直接再利用されること。

(c) パーゼル条約の締約国については、この条の規定及びパー

ゼル条約に適合する環境上適正な処分を目的とする場合を除

くほか、国境を越えて輸送されない場合、パーゼル条約が国

境を越える輸送について適用されない場合には、締約国は、

関連する国際的な規則、基準及び指針を考慮した後に限り、

このような輸送を許可する。

4 締約国会議は、3(a)に規定する指針を適当な場合には再検討

し、及び更新するに当たり、パーゼル条約の関連する機関と緊

密に協力するよう努める。

5 締約国は、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理するための

世界的な、地域的な及び国内の能力を開発し、及び維持するた

め、適当な場合には、相互及び関連する政府間機関その他の

主体と協力することが奨励される。

附属書A 水銀添加製品 (略)

附属書B 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程 (略)

附属書C 零細及び小規模の金の採掘 (略)

附属書D 水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な

発生源の一覧表 (略)

附属書E 仲裁手続及び調停手続 (略)

